

視察（研修）報告書

令和5年8月22日

府中市議会議長 様

会派名又は 無所属

議員名 藤本秀範

| | |
|-------------|---|
| 日 時 | 令和5年8月8日(火) 令和5年8月10日(木) |
| 研 修 先 | 全国市町村国際文化研修所(JIAM) |
| 研 修 コ ー ス | 令和5年度市町村議会議員研修(3日間コース) |
| 研 修 タ イ ト ル | 地方議員のための政策法務～政策実現のための条例提案に向けて～ |
| 参 加 者 | 藤本秀範 |
| 研 修 内 容 | <p>●地方議員と政策法務 講師：新潟大学 経済科学部 教授 宍戸 邦久氏</p> <p>●法制執務の基本 講師：政策研究大学院大学政策研究科 教授 羽白 淳氏</p> <p>●条例立案演習 ●発表・意見交換・講評 講師：新潟大学 経済科学部 教授 宍戸 邦久氏 政策研究大学院大学政策研究科 教授 羽白 淳氏</p> |
| 所 感 | <p>今回の研修は、法にまつわる政策法務に関する基礎的な知識を学ぶ講義とグループ別に条例文案などを立案作成し、実演発表後に講評していただく研修であった。まず、講義の中で、法(憲法/法律/政令/省令/条例)は、その必要性や内容の合理性を裏付ける事実を備えているかどうかという立法事実に基づき制定されている基本を学び、法律や条令が該当法を支える事実が備えられているかどうか議員として注視する重要性を理解した。また地方議会として、団体意思を決定する更なる役割として、条例などのルールを制定する立法機関が掲げられている。住民が生活するのにあたり、自らの意思を反映させるとともに、困りごとを解決に導く手段として効果を示すことができ、初めて住民参加の意義となる。これらの行為は地方自治における選挙という民意を反映させる重要な手段へと理解をされたい。ルールという条例の立案が住民自治という憲法の基本理念になっていることを改めて認識した研修であった。</p> |